

令和7年12月9日到来分

新庁舎南棟整備工事に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

No.	質問	回答
1	<p>二宮町特定建設工事共同企業体取扱要綱11~14頁 特別共同企業体協定書</p> <p>本協定書は甲型の協定書となっておりますが、乙型(設計・工事分担方式)の協定書について、参加表明の期限がございますので、至急ご提示いただけますでしょうか。</p> <p>万一、乙型協定書のご提示が難しい場合は、本協定書において「構成員の出資の割合」を「構成員の分担業務」に変更し、以降の約款を修正させていただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>新庁舎南棟整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領「2.参加資格(1)参加者の構成等」に記載のとおり、本プロポーザルに参加できる企業体は特定建設工事共同体(二宮町特定建設工事共同企業体取扱要綱)に基づくものと定めています。</p> <p>従って、質問にあります乙型(設計・工事分担方式)への協定書の変更及び約款の修正は認められません。</p>